

H29.10 台風第21号により浸水被害が発生

R3.6 日高川流域治水プロジェクトの策定

R3.11 **改正特定都市河川浸水被害対策法の施行**  
(特定都市河川の指定を全国の河川に拡大)

R5.6 豪雨及び台風第2号により浸水被害が発生

R6.3 西川流域水害対策協議会準備会を開催

R6.7 西川の特定都市河川指定に向けた説明会

R7.1 **西川を特定都市河川・流域指定**  
→雨水浸透阻害行為の許可申請受付開始



H29.10 台風第21号



R5.6 豪雨及び台風第2号



R6.3 流域水害対策協議会準備会



R6.7 指定に向けた説明会

河川整備のみでは早期の浸水被害解消が困難なことから、  
特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践する段階に

R7.3 第1回 西川流域水害対策協議会  
➡流域水害対策計画(素案)の協議

※検討状況に応じ、変更  
する場合があります。

修正意見等に係る実務者協議

住民からの意見募集

法4条第6項 河川管理者等は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等特定都市河川流域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

学識経験者への意見聴取

法4条第5項 河川管理者等は、流域水害対策計画を定める場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、河川及び下水道に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

R7夏頃 第2回 西川流域水害対策協議会  
➡流域水害対策計画(案)の確認

関係機関への協議

法4条第4項 河川管理者等は、第一項の規定により流域水害対策計画を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

R7夏頃 流域水害対策計画の策定

計画策定後は、流域水害対策計画に基づく取組の具体化や取組の充実に向け、関係機関が協働して水害に強いまちづくりに取り組む

## ○流域水害対策計画の策定 (法第四条抜粋)

特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者(以下「河川管理者等」という。)は、共同して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための対策に関する計画(以下「流域水害対策計画」という。)を定めなければならない。

## ○都道府県流域水害対策協議会 (法第七条抜粋)

特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県流域水害対策協議会を組織することができる。